

第3期認証評価受審時における使用データとIRの役割 —大学基準協会受審の2大学の事例から—

荒木 俊博¹・山咲 博昭²

概要:2018年からの第3期認証評価は内部質保証を重視している。この第3期認証評価を2018年に受審した2大学の事例をもとに、内部質保証を重視した点検・評価において、どのようなデータや情報を認証評価の点検・評価に用い自己点検・評価報告書に記載したか報告する。また報告を通じ、第3期認証評価のIRの役割は何かを報告する。

キーワード: 認証評価、大学基準協会、IR (インスティテューショナル・リサーチ)

1. はじめに

我が国全ての国公立の大学は、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による、大学以外の第三者が客観的な立場から評価を行う認証評価を受審する必要がある。この認証評価は、2004年に中央教育審議会の答申から学校教育法が改正され、受審が義務化されている。認証評価の役割は「a) 大学の基本的要件の充足状況を確認し、最低限の質を保証する、b) 教育研究を軸とする大学の改善・改革を側面的に支援する、c) 大学の教育研究活動等の状況を公にすること」(早田, 2016)であり、大学の質に係るシステムの内、大学設置認可等の事前チェックに対して、大学が設置された後の事後チェック機能としての性質を有している。

この認証評価のうち機関別の認証評価は学校教育法施行令第四十条によって7年以内に1回受審する義務が規定されている。また2004年からスタートした認証評価³は、2004年から2010年が第1期、2011年から2017年が第2期、そして2018年が第3期とされる。

機関別認証評価を行う3機関の内、公益財団法人大学基準協会の認証評価の第1期は「自己点検・評価の実質化を目指す評価」、第2期は「内部質保証システムの構築を目指す評価」、第3期は「内部質保証システムの有効性に着目する評価」と位置付けられている(大学基準協会, 2018)。第2期の認証評価では「自己改善メカニズムの有効性を高めていく観点から、内部質保証システムの構築とその有効性に着目した評価」(工藤, 2015)であったが、第3期認証評価は各大学が第2期認証評価で構築された内部質保証システムが適切に機能しているかどうか問われている。これは第2期の大学基準では内部質保証は大学基準の1つに過ぎなかったが、第3期認証評価では内部質保証の意義が明確化され、大学運営・財務を除く大学基準の一連の取組が内部質保証によって円滑に行われている事が求められ、評価する観点が内部質保証システムの構築から適切な運用や機能へと段階的に変化していることがわかる。なお、ここで言う内部質保証とは「PDCAサイクル等を適

¹ 淑徳大学 大学改革室 主任 メール: araki-t@daijo.shukutoku.ac.jp

² 広島市立大学 企画室 特任助教 メール: h-yamasaki@hiroshima-cu.ac.jp

³ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構は2005年からスタートしている。

切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」(大学基準協会, 2017) のことであり、大学に対しては構築している内部質保証システムが機能し、恒常的かつ継続的に教育の質保証を行うことが求められている。例えば、自己点検・評価により教育研究等に課題が出た場合、内部質保証システムのプロセスにより適切に指示・改善がされる仕組みづくりが重要とされる。

また大学基準協会における評価体制も各期において変化している。第1期は大学全体を評価する全学評価分科会と各学部・研究科を評価する専門評価分科会に分かれていた(大学基準協会, 2007)。第2期は大学全体と各学部・研究科をまとめて評価する分科会(大学規模によって評価委員数も変動)に変化し(大学基準協会, 2010)、第3期からは、各学部・研究科の質保証に関しては内部質保証システムが機能していることを前提とし、大学全体の観点から分科会(評価委員:5名程度)に変化している(大学基準協会, 2017)。このことから認証評価は、各学部の教育研究等の取組の評価から、大学全体の内部質保証の評価へと変化している。

1.2. 大学基準協会第3期認証評価の評価資料

大学基準協会では、大学基準協会が定める「大学基準⁴」に沿った評価が行われ、大きく区分して3種類の評価資料の提出が求められる。1つ目は「大学基準」に設定された10の評価基準ごとに自己点検・評価を行い、その結果をまとめた「自己点検・評価報告書」である。第2期では、当該報告書を評価基準ごとに大学全体と学部・研究科それぞれの取組について記載が求められ、学部・研究科数を踏まえた頁数制限がなされていた。しかし、第3期からは大学全体の観点から報告書を作成することが求められ、学部・研究科の記述は特徴的な取組を示す程度に留まり、頁数も学部・研究科数に関わらず100頁程度を目安として報告書を作成する必要がある。

2つ目は、「自己点検・評価報告書」を裏付けする資料として大学基準協会側が様式を示している「大学基礎データ」及び「基礎要件確認シート」である。「大学基礎データ」は第1期から継続的に提出が求められ、大学基準の改訂にあわせた様式変更が行われている。一方、第3期から新たに求められている「基礎要件確認シート」は、「法令要件やその他の基礎的な要件について、その状況を簡易に表したもの」(大学基準協会, 2017)であり、大学のコンプライアンスに関わる内容を示すものである。第1期及び第2期の基盤評価⁵で行われていた基礎的な要件の評価がこれにあたる。基盤評価の項目を具体的に示している「大学評価 評価に際し留意すべき事項」(大学基準協会, 2016)と「基礎要件確認シート」の項目を比較すると、「基礎要件確認シート」の項目は「スタッフ・ディベロップメントの実施⁶」を除き、大学の理念・目的の公表、教育研究上の目的の学則等への規定及び公表、

⁴ 大学基準とは、大学基準協会が行う大学評価の基準となるものであり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針を定めるものである(大学基準協会, 2017)

⁵ 基盤評価とは「すべての大学に共通して求められる学校教育法や大学設置基準の法令要件が遵守されているかどうかを評価」(工藤, 2015)するものである。

⁶ スタッフ・ディベロップメントの義務化は2017年4月1日の大学設置基準改正による為である。

設置計画履行状況等調査への対応、点検・評価結果の公表、教育情報の公表、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針の公表、履修登録単位数の上限設定、1学期の授業期間と単位計算、卒業・修了要件の設定及び明示、定員管理、専任教員数の充足、ファカルティ・ディベロップメントの実施等の項目は「大学評価 評価に際し留意すべき事項」の基盤評価に含まれている。なお第3期⁷の2017年度⁸の「大学基礎データ」では「基本情報」「学生の受け入れ」「教育・教員組織」「学生支援」「教育研究等環境」「大学運営・財務」のデータを求めている（表1）。

表1. 第3期認証評価大学基礎データ一覧

大学基準（内容）	表名
基本情報	（表1）組織・設備等
	（表2）学生
学生の受け入れ	（表3）学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移
教員・教員組織	（表4）主要授業科目の担当状況（学士課程）
	（表5）専任教員年齢構成
学生支援	（表6）在籍学生数内訳、留年者数、退学者数
	（表7）奨学金給付・貸与状況
教育研究等環境	（表8）教育研究費内訳
大学運営・財務	（表9）事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率（法人全体） ※私立大学のみ
	（表10）事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率（大学部門） ※私立大学のみ
	（表11）貸借対照表関係比率 ※私立大学のみ
	（表12）財務関係比率 ※国立大学・公立大学のみ

出典：大学基準協会（2017）より荒木作成

最後は、「自己点検・評価報告書」を裏付けする各大学それぞれの裁量に基づき作成する「根拠資料」である。なお根拠資料は、資料数の上限が定められておらず、大学が適切に根拠資料を設定する必要がある。

なお、以上の評価資料の作成にあたっては、大学評価実施前年度の5月1日現在のデータで作成することになるが、作成時期に関する指示がある場合は、その指示に従って作成することとされている。第3期では、自己点検・評価報告書は従来以上に限られた頁数で大学全体として記載を行う必要があることから、大学基礎データや根拠資料を基にしながら大学としての内部質保証が機能していることを示す必要がある。

⁷ 第3期から基礎要件確認シートの作成及び提出が求められている。このシートは「理念・目的」「内部質保証」「教育課程・学修成果」「学生の受け入れ」「教員・教員組織」「教育研究等環境」「大学運営・財務」に関する情報について取りまとめることが必要である。

⁸ https://www.juaa.or.jp/accreditation/university/handbook_2017.html

2. 本報告の目的

本報告の目的は、内部質保証システムの有効性に着目する評価が行われた第3期の認証評価受審時における個別大学のデータや情報の活用を通して、IRの役割や課題について考察を行うことである。その為に第3期の初年度である2018年度に受審した筆者ら認証評価業務に携わった大規模大学及び中規模大学2大学の事例について整理を行い検討する。

また本稿では我が国で機関別認証評価を行う3機関の内、大学基準協会における大学評価の取組に着目して整理を行う為、大学基準協会の認証評価を受審した大学の事例を取り扱う。

なお、内部質保証に関するIRの取組状況については高田(2016)が、中期目標・中期計画の策定や自己点検・評価に関するIR業務のあり方については末次(2015)があるが、本稿の目的とする認証評価におけるIRの役割について論じたものではない。この他、個別大学におけるデータ資料集やファクトブックの作成について、関他(2016)、山本(2016)、土橋・浅野(2015)や高田他(2014)などの事例研究等がある。しかし、認証評価におけるIRの役割を整理した研究は、管見の限り、存在しないことから、本稿の着想に至ったところである。

本稿の前章にて第3期認証評価の評価資料の整理を行ったことを踏まえ、第3章では2大学の認証評価の自己点検・評価における情報やデータの活用や示し方について整理を行い、第4章では認証評価受審時のデータの使用と課題について考察をし、おわりに認証評価時のIRの役割をまとめる。なお、認証評価は受審年の前年度の5月1日を基準とした大学評価を行う為、本稿で扱う2大学は第3期の初年度である2018年度の前年度、つまり2017年度に自己点検・評価を行っていることを申し添える。

3. 大学の事例

本章では第3期認証評価を大学基準協会にて2018年度に受審した大学が、どのように自己点検・評価を行ったか、自己点検・評価報告書ではどのようなデータが必要だったか、あるいは大学基礎データを活用したかについて2大学の事例を報告する。

3.1. 関西大学の概要と自己点検・評価体制

関西大学は、13学部、13研究科、3専門職大学院から構成されており、学生数は30,000名弱の大規模私立大学である。

自己点検・評価活動は、1994年度以来2010年度までは2年周期、2011年度以降は3年周期で実施し、全学的に「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」として取りまとめてきた。認証評価の受審周期としては、自己点検・評価活動の周期に沿って6年周期で受審している(関西大学の受審年度:第1期は2006年度、第2期は2012年度、第3期は2018年度)。この他、関西大学の教育研究活動の全容を客観的なデータで示した自己点検・評価の為の基礎資料集である「『学の実化』データブック」(以下、「データブック」という。)の作成や、新入生及び卒業生(修了生)等を対象としたアンケート(以下、「学生調査」という。)の調査・分析を毎年度実施している。

その実施体制としては、大学及び併設校を含めた法人全体の自己点検・評価を行う組織である「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」（委員長：常任理事会が指名する常勤の役員、副委員長：学長）を親委員会として設置し、その下に大学、併設校それぞれの各部門の諸活動について自己点検・評価活動を実施する「大学部門委員会」「併設校部門委員会」を設置している。更に、各学部・研究科・研究所・その他の部局においても、それぞれの規程に基づき「自己点検・評価委員会」を整備している。

第3期の認証評価では、PDCAサイクルの全体を包含する内部質保証システムを有効に機能させる必要性が高まってきたことを背景に、2016年11月に全学内部質保証推進組織である「内部質保証推進プロジェクト」を学長の下に設置し、この組織が中心となって「全学的観点から自己点検・評価」を実施の上、「自己点検・評価報告書」を作成した。この他、プロジェクトの下に「教育改革検討ワーキンググループ⁹」と「認証評価検討ワーキンググループ¹⁰」を設置し、認証評価受審準備及び書面評価、実地調査に対する対応を行った。

また、教育推進部長（副学長）の下に設置している教学IRプロジェクトが関西大学におけるIR活動を推進している。具体的には、関西大学全体のカリキュラム・ポリシーに掲げている「学修成果の評価」を実施するために、学事データや学生の学修活動、大学の教育活動、入試、キャリア等に係る根拠データを組織的に収集・分析、可視化し、計画立案や意思決定に資するデータとして活用することに力点を置いたIR活動を実施している。

3.1.1. 評価の流れ

受審前々年度である2016年10月に第3期認証評価における大学基準及び点検・評価項目、評価の視点が公表され、それを受けて関西大学における評価の視点を「大学部門委員会」が中心となって作成した。原則として大学基準協会が示すものを活用したが、「研究成果の教育への還元状況」「実社会と連携した教育活動の実施状況」などを「評価の視点」として盛り込み、学是「学の実化」を踏まえた特徴ある教育活動の自己点検・評価が可能となるように設定した。その後、2016年度中にプレの自己点検・評価としてパイロット版の報告書を作成し、予め大学基準協会事務局に求められている内容が記載できているかどうか、記述の方向性について確認した。2017年度には大学基準協会事務局の意見や、「内部質保証推進プロジェクト」及び「認証評価検討ワーキンググループ」などの確認結果を踏まえて、「自己点検・評価報告書」を作成した。

認証評価対応を含む点検・評価活動を推進する事務局である総合企画室企画管理課では、①毎年度の「データブック」の依頼に加えて、「大学基礎データ」の作成分担の割振を行い、事務的に担当部署に対して作成を依頼し、②提出のあった「データブック」「大学基礎データ」や「自己点検・評価報告書」の原案に基づいた「基礎要件確認シート」を作成すべく、必要に応じてデータ等の追加収集及び分析を行った。また「自己点検・評価報告書」の作成にあたっては、「大学基礎データ」の内容をほぼ網羅している「データブック」や、教学

⁹ 教育プログラムにおける内部質保証システムの実質的な構築を任務とする。

¹⁰ 各学部・研究科・研究所・その他部局及び全学的な観点で執筆した「自己点検・評価報告書」の点検・確認を行い、その結果を執筆部局へフィードバックするとともに、明らかになった課題をプロジェクトに報告することを任務とする。

IR プロジェクトが取りまとめている各種学生調査（入学時・卒業時（修了時））やそれらの分析結果を活用した。

3.1.2. どのようなデータを使用したか

本節では、大学の自己点検・評価の中でどのようなデータや情報について大学基準ごとに言及されたか、また大学基礎データやデータブック、学生調査の集計結果などを含む根拠資料の使い方について報告する。

基準 1「理念・目的」では、大学の掲げる理念の浸透度合いや、大学の理念・目的を実現する為に策定された中長期計画の達成状況についてデータを用いて説明している。具体的には、理念の浸透度合いについては卒業時の学生調査結果を、中長期計画の内、国際化戦略の進展については留学生の受入れ数、派遣数の変化を用いて説明を行い、データブックを根拠資料として示している。

基準 2「内部質保証」では、行政機関及び認証評価機関などからの指摘事項への対応状況についてデータや資料を用いて説明している。具体的には、設置計画履行状況等調査に対する改善意見として指摘のあった定年規程の運用に関しては根拠資料の改善状況報告書を用いて説明を行っている。また、専門職大学院認証評価に関する指摘事項への対応状況は、認証評価機関の改善報告書や年次報告書等を根拠資料として示し、その概要を説明している。この他、情報公開の状況や自己点検・評価における客観性・妥当性の確保の観点から、データブックや学生調査、研究業績を集積した学術情報システム・学術リポジトリを示しているが、いずれも根拠資料番号とその概要を示したのみである。

基準 3「教育研究組織」は、学部・研究科や附置研究所やセンター等の設置状況に関する説明である為、IR に関する情報やデータは使用していない。

基準 4「教育課程・学習成果」では、主として入学時及び卒業時（修了時）の学生調査結果やデータブックに収録されたデータを根拠資料として活用している。特に、効果的に教育を行う為の措置や成績評価、単位認定及び学位授与の適切性に対する現状説明として、「シラバスに基づく履修が行われているか」「少人数教育の授業受講経験とその満足度」「適切な履修指導がなされたか」「シラバス記載の成績評価基準に基づく成績評価であったか」などの事項については学生調査結果を、授業形態を配慮した 1 授業あたりの学生数や単位認定の実施状況などはデータブックを根拠として現状説明を行っている。

この他、学習成果の把握及び評価では取組内容の紹介に留まっているが、教育課程及びその内容、方法に対する自己点検・評価を踏まえた改善・向上の事例として、①「不本意入学」及び「ミスマッチ入学者」の把握と対応、②入学時の学生調査結果と GPA を活用した取組を取り上げている。この取組の説明に対する根拠資料として教学 IR プロジェクトによる分析結果をまとめた報告書を示している。一例を挙げると、①では「学部と大学満足度」「学部と大学志望度」などの入学時調査の項目と 4 年間の学業成績のデータを使用し、1 年次春学期の成績と 4 年次までの成績に大きな相関が見られた為、1 年次春学期のサポートが重要であることを示唆し、それに対する改善策として、「不本意入学者」及び「ミスマッチ入学者」を対象とした入学年度 5 月時点の授業出席率やパネル調査及び直接評価

(GPA) とのクロス集計結果などを取り上げ学修状況のモニタリングを実施している旨を説明している。

基準 5「学生の受け入れ」は、入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理に関するデータとして、大学基礎データ及びデータブックを根拠として入学定員充足率(学士課程)、編入学定員に対する編入学生数比率(学士課程)、収容定員に対する在籍学生数比率(博士課程及び専門職学位課程)について言及している。

基準 6「教員・教員組織」では、適切な教員組織編制について、大学基礎データ、データブックや、専任教員のプロフィールをまとめた「先生の横顔」をもとに、法令要件を満たしていること、女性専任教員比率、民間企業出身等社会人、外国人教員の配置状況を説明している。また、FD活動の組織的な実施状況として大学全体及び学部・研究科単位での活動実績を、教員の教育・研究・社会活動等の実績として社会的活動、公開講座、高大連携などの実施状況についてデータブックをもとに説明している。更に、データブックをもとに、2007年度と2017年度の専任教員1人当たりの在籍学生数を比較した表を作成し、その改善状況について説明している。

基準 7「学生支援」では、修学支援の観点から留学生(受入・派遣)や障がいのある学生を含む多様な学生に対する取組実績についてはデータブックを基に、奨学金の給付状況については大学基礎データを基に説明している。特に、関西大学では奨学生制度を導入していることから、制度に有効性があることを奨学金の担当事務局が独自に実施したアンケート結果を通じて説明している。

この他、学生生活支援の観点では心理相談室などの利用状況についてデータブックをもとに説明し、進路支援の観点では就職実績を企業規模ごとに詳細に分析したデータについてデータブックをもとに、進路の学生満足度について学生調査結果をもとに説明している。正課外活動支援の観点では各種取組に対する実績についてデータブックをもとに説明していることに加え、学生センターが独自に実施している学生生活実態調査といった学生アンケート結果を活用して学生生活の充実度について説明している。

基準 8「教育研究等環境」は、図書館、学術情報サービスの提供に対して、データブックや図書館内で発刊している「図書館の新しい指標に基づく統計」「図書館フォーラム」をもとに、図書資料の所蔵数や年間図書館入館者数、図書館相互利用件数(提供及び利用)、電子ジャーナルのコンテンツ数及び必要経費、図書館年間開館日数、図書館設備に対する学生満足度、図書館主催のツアー、ガイダンスの参加者数、ラーニング・コモンズの年間利用者数、司書資格の有資格者数を説明している。また、博物館サービスの提供に対しては、開館日数、入館者数、博物館の運営に携わる職員数についてデータブックを用いて説明している。この他、データブックをもとに個人研究室充足率の向上や学術研究員数を、所管部署が有する根拠資料をもとに個人研究費執行率を示し、研究環境の整備状況について説明している。

基準 9「社会連携・社会貢献」では、所管部署が有する根拠資料をもとに受託研究、学外共同研究、委託研究員受入及び指定寄付の件数や研究費総額を示して産学官連携の状況を、所管部署の会議資料を用いて国内特許出願の件数を示し、知的財産権の状況を説明している。また、スタートアップ支援、社会人教育などの事業に関するイベント、セミナー

に対する参加者数についてデータブックを用いて説明し、参加者の満足度を独自のアンケート結果を用いて説明している。

基準 10「大学運営・財務」では、教育研究活動を安定して遂行する為の財務基盤の確立といった観点から、大学基礎データをもとに学生生徒等納付金比率、人件費比率、教育研究経費比率、事業活動収支差額比率、基本金組入後収支比率を、財務情報を公表する大学ホームページをもとに当年度収支差額、翌年度繰越収支差額、特定資産と流動資産の合計残高を示し、関西大学における財政状況を説明している。また、資金運用に関しては所管部署が作成する資金運用結果を用いて説明を行い、寄付金及び研究費についてはデータブックを用いて募金額、科学研究費助成事業の交付額、受託研究費及び研究助成目的の指定寄付金額の推移を示すことで、外部資金の獲得状況について説明している。更に、所管部署の会議資料をもとにして、2014 年度から 2016 年度決算、2017 年度の第二次補正予算における当年度収支差額、翌年度繰越収支差額、対事業活動収入比、事業活動収支差額比率、基本金組入率の推移と中長期財政方針における数値目標を比較した表を作成し、収支改善の状況に関して説明している。

3.1.3. 自己点検・評価報告書と IR

関西大学は第 3 期認証評価の「自己点検・評価報告書」提出時に、1,106 の根拠資料を提出している。その内、認証評価受審に際して新たに作成した資料はなく、データブックや学生調査結果、所管部署が有する資料等からの引用か、既存の資料から一定期間の数値推移を 1 つの根拠資料にまとめたものの二種類であった。特に、使用した数値データの多くが、教育研究活動の全容を客観的なデータで示したデータブックや、新入生及び卒業生（修了生）対象の学生調査結果が引用元であり、従来の自己点検・評価活動によって根拠を提示することができている。なお、報告書では、①説明の要となる数値データのみを本文中で示す、②表などは極力、根拠資料で提示するに留める（本文中での提示は 2 か所のみ）、といった方針のもと作成している。

前述のとおり、関西大学における IR 活動は教学 IR プロジェクトが担っている。日常的に行っている各種学生調査の分析結果の提供が主に IR 組織が第 3 期認証評価受審における自己点検・評価活動の中で果たした役割であり、日常的な IR 活動によって蓄積されたデータを活用することで、点検・評価活動の推進にも寄与している。また、認証評価受審に際して必要なデータ項目は各種学生調査実施時に収集できるよう予め設計されている。なお、大学基礎データについては前述のとおり認証評価対応を含む点検・評価活動を推進する事務局である総合企画室企画管理課がデータ収集などの取り纏めを行っており、認証評価受審時での IR 機能としては、教学 IR プロジェクトは各種学生調査の分析結果を含めた日常的な IR 活動によって蓄積されたレポートの提出、新たなデータ収集は企画管理課と分離をして、実施している。

3.2. 淑徳大学の概要と自己点検・評価体制

淑徳大学は、千葉・埼玉・東京の 1 都 2 県に 4 キャンパスを有する、学生数が約 4,700 名の中規模大学である。大学評価に対し第 1 期認証評価受審後より、大学の自己点検・評

価を踏まえた大学年報を毎年度発刊している。この大学年報は、第1期認証評価受審後数年間は大学基礎データの収集や大学の教育研究の成果をまとめたのみであったが、第2期認証評価受審以降は、大学や学部や研究科、そして大学附置組織の自己点検・評価結果を取りまとめ、それらを収録するとともに大学基準協会が示す大学基礎データを毎年作成し、大学年報の第2部（データ集）としている。

大学の自己点検・評価や大学年報の作成は学長を委員長とする「大学自己点検評価委員会」や各学部置かれた「学部自己点検評価委員会」等が担っている。また2017年4月からは内部質保証の推進に係る重要事項を取り扱う内部質保証推進委員会を設置し、内部質保証を推進している。

また大学には教学に資するIRを行うIR推進室が大学事務局内に設置されており、学修行動等調査などの調査や各種教学データを分析し、アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの点検評価のための分析レポートを提供し、大学の内部質保証システムに組み込まれている。他にも各部局や部署からの要請に応じたデータ収集及び分析を行っている。

3.2.1. 評価の流れ

第3期の認証評価準備は2016年度から開始している。2016年度は、認証評価に関するワーキンググループを担当副学長及び若手中堅の職員で発足し、第3期認証評価に関する情報収集や教職員（役職者）を対象とした研修を実施した。認証評価を受審する前年度の2017年度からは大学改革の重要事項に関し企画・調整等を行う学長直轄の大学改革室内に認証評価統括室を設置し、各学部や研究科、部署と連携をはかり、認証評価受審や準備及び書面準備、また実地調査対応を行った。

2017年度は、大学基準から点検・評価項目を落とし込んだ淑徳大学における評価の視点を作成した。評価の視点は、大学基準協会による例示があるが、担当副学長と大学改革室が、大学の方針や現状、特性、そして今後のヴィジョンに基づいた大学の方向性を踏まえ、策定した。なお評価の視点は、現状のデータから課題となるものも余すことなく盛り込み、認証評価も大学改革の礎となるように評価の視点を策定した。

評価の視点をもとに、各学部や研究科、部署が点検・評価を行った。しかし大学として自己点検・評価報告をとりまとめる必要がある為、認証評価統括室が各学部等の自己点検・評価結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会及び大学自己点検評価委員会で審議を行い「自己点検・評価報告書」を作成した。

大学基礎データ及び基礎要件確認シートは、認証評価統括室が直接関係各部署からデータの収集集計を行った。大学の組織にIR推進室が設置されているが、IR推進室の主な業務は大学の教育の質に係る情報の収集等であり、定期的に提出されるレポートは、内部質保証や自己点検評価、FDなどの大学レベルでの委員会で報告がされている。

3.2.2. どのようなデータを使用したか

本節では、大学の自己点検・評価の中でどのようなデータや情報について言及されたか、また大学基礎データや根拠資料の使い方について報告する。

基準1「理念・目的」は、理念や目的、淑徳大学ヴィジョンの説明を行い、理念・目的の周知を行った事について自己点検をしている。自己点検の中では大学基準を満たしていることの説明にはIRが提供するデータは使用していない。

基準2「内部質保証」は、行政機関からの指摘事項に対し適切な対応をしている具体例として、設置計画履行状況等調査の指摘である年齢構成のバランスについて、根拠資料の履行状況等報告書を用いて説明を行っている。また各年度の自己点検・評価結果や大学基礎データを収録した大学年報を諸活動の状況を整理し、公表している根拠資料として示している。なお、いずれも根拠資料番号とその概要のみを示したのみである。

基準3「教育研究組織」は、学部・研究科や附置研究所やセンター等の設置状況であり、各組織の概要や目的の説明が主である為、IRが提供するデータや情報は使用していない。

基準4「教育課程・学習成果」の特徴として、今までの調査等の報告書結果から、大学の教育研究を効果的に行う為の措置や成果について説明を行っている。例えば、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているかについては Semesterごとに行う授業アンケートのIR推進室が作成をする年間報告書を根拠資料として示したうえで、アクティブラーニングに対する肯定的な評価結果を学部別に自己点検・評価報告書の文中に記載し、学士課程に属する学生の活性化の取組状況の成果について記載している。

「効果的に教育を行う為の様々な措置について適切に行われているか」を示す1つとして、教育課程と授業科目の整合性については授業アンケートの結果報告書を活用している。これは授業アンケート結果の「授業はシラバスにそって行われたか」の設問の大学全体の肯定的回答が「前学期は91.4%、後期は91.6%である」と示し、カリキュラム・ポリシー¹¹を踏まえた授業科目の内容と方法について示唆し、カリキュラム・ポリシーとカリキュラムの整合性が確保されているとしている。

教育課程の自己点検・評価については大学が定めている定量的・定性的な指標「成果指標」を根拠資料として掲げ、「学生の学修活動の活性化を高める為の一つの方法としてアクティブラーニング導入率の調査、単位制度の実質化を目指した授業時間外の学習時間の把握等を行っている」と示している。また授業がシラバス通りに展開しているか、教育方法の適切性についても「調査を実施している」とし授業アンケートの報告書を根拠資料として再度示している。この基準4で活用された授業アンケートは淑徳大学高等教育研究開発センターが主管しているが、報告書はIR推進室がデータ集計及び分析を行い作成している。

基準5「学生の受け入れ」は第2期の認証評価で指摘を受けている編入学定員の充足率と推移について、2010年以降からの「入学定員・収容定員推移表(学士・修士・博士課程)」を新たに根拠資料として作成し、定員の適正管理していることを示している。また学生の受け入れの適切性の自己点検・評価は、入試区分ごとの学生成績等の調査結果を用いて検証していることを示している。

¹¹ 淑徳大学 カリキュラム・ポリシー <http://www.shukutoku.ac.jp/university/shukutoku/policy/>

基準6「教員・教員組織」は大学基礎データをもとに、適切な教員組織編制の為、必要な教員数の配置や配置した教員数、年齢構成の課題について述べている。

基準7「学生支援」は、学生支援の取組について根拠資料をもとに記載しており、IRに関するデータは使用していない。なお、学生生活実態調査については実施とその活用について触れている。

基準8「教育研究等環境」は、図書館や学術情報サービスの提供に対し、図書館司書資格所有率は根拠資料として新たに作成し、示している。また大学基礎データ表1を活用し、図書館サービスについては「図書資料の質的、量的充実を図っていく必要がある」と大学基礎データをもとに述べている。また学生生活実態調査をもとに教育環境の満足度について確認していることを記載しているが、内容の項目そのものではなく調査そのものについて触れたのみである。

基準9「社会連携・社会貢献」は記述で、大学としての体制や取組結果を根拠資料とともに示しているが、データ等で成果を示してはいない。

基準10「大学運営・財務」は、大学の財務関係比率に関する指標や目標の説明をし、健全な経営を行っていることを説明する為に財務比率について、根拠資料「事業報告書」を示しつつ、財務比率を報告書に記載している。

3.2.3. 自己点検・評価報告書とIR

淑徳大学は第3期認証評価自己点検・評価報告書提出時に、402の根拠資料を提出している。その根拠資料の中で、認証評価の自己点検・評価の為に新たに作成した資料は「過去数年間の定員管理」と図書館司書資格保有率のみであった。そのほかのデータや情報については、すでにIR推進室が内部質保証システムに位置づけられている各種会議や委員会などの学内で報告あるいは共有しているものを使用している。根拠資料の中でIR推進室が作成した資料としては2つであり、具体的には「入学定員・収容定員推移表」と「図書館司書資格所有率」である。なおこの2つの根拠資料は認証評価統括室がデータを集め、根拠資料を作成している。

また自己点検・評価報告書はグラフ等を記載することは禁止されていないが、淑徳大学ではデータを直接自己点検・評価報告書に示すのではなく、殆どは根拠資料の番号を提示している。理由として、簡潔に数字で示せるものは本文中に書くが、表などはスペースを多く使う為、頁数が限られている自己点検・評価報告書ではなく、根拠資料として示すことを優先した為である。

淑徳大学の第3期認証評価受審における自己点検・評価の中でIR推進室の役割は、日常に行っている授業アンケート、大学年報や各種データの提供を行っている事のみである。これは認証評価の受審では毎年ルーチンとなっているIR推進室が示しているデータを多用した為でもあり、認証評価の自己点検評価に必要なデータ収集や分析は日常的に行われており、それらを基に評価の視点や点検評価を行った為でもある。なお、大学基礎データについては認証評価統括室がデータを収集し作成しており、認証評価受審時でのIR機能についてIR推進室は日常的に収集分析しているレポートの提出、新たなデータ収集は認証評価統括室と分離をして、実施している。

4. 認証評価受審時のデータの使用と課題

2 大学の事例のみであるが、第3期認証評価受審時に使用したデータや資料は下記のように整理できる（表2）。

表2. 第3期認証評価大学基準ごとの使用データ

大学基準	概要	根拠資料	
		関西大学	淑徳大学
基準1「理念・目的」	中長期計画の達成状況	○卒業時学生調査結果、 データブック	
基準2「内部質保証」	行政機関及び認証評価機関からの指摘事項	改善状況報告書、改善報告書、年次報告書	履行状況等報告書
	情報公開の状況	データブック、○学生調査、学術情報システム、学術リポジトリ	○大学年報
基準3「教育研究組織」			
基準4「教育課程・学習成果」	効果的に教育を行う為の措置や成績評価、単位認定及び学位授与の適切性	○学生調査結果、データブック	○授業アンケート
	学習成果の把握及び評価	○教学IRプロジェクト 分析結果報告書	
	教育課程の自己点検・評価		成果指標、○授業アンケート
基準5「学生の受け入れ」	入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理	大学基礎データ、データブック	
	編入学定員の充足率と推移		入学定員・収容定員推移表※
基準6「教員・教員組織」	適切な教員組織編制	大学基礎データ、データブック、先生の横顔	大学基礎データ
	FD活動の組織的な実施状況	データブック	
	ST比の改善状況	データブック	
基準7「学生支援」	留学生（受入・派遣）や障がいのある学生を含む多様な学生に対する取組実績	データブック	
	奨学金の給付状況	大学基礎データ	
	心理相談室などの利用状況	データブック	
	就職実績	データブック	
	課外活動取組実績	データブック	

	学生生活充実度	学生生活実態調査	
基準8「教育研究等環境」	図書館、学術サービスの提供	データブック、図書館の新しい指標に基づく統計 図書館フォーラム	図書館司書資格所有率 ※ 大学基礎データ
	博物館のサービス	データブック	
	研究環境の整備状況	データブック	
基準9「社会連携・社会貢献」	産学官連携状況	所管部署根拠資料、所管部署会議資料	
	社会連携	データブック、参加者満足度アンケート	
基準10「大学運営・財務」	財務比率	大学基礎データ、財務情報を公表する大学ホームページ	根拠資料（事業報告書）
	資金運用及び寄付金、研究費	データブック	
	収支改善の状況	所管部署会議資料	

○IRが関与したデータ・報告書

※認証評価受審時に作成した根拠資料

さて、この2大学の共通点としては、認証評価受審の為に作成したデータや情報は殆どなく、日常で作成しているデータブックや調査結果を多く活用し、自己点検・評価を行っている事である。なお、淑徳大学のみ認証評価受審に合わせて根拠資料を「入学定員・収容定員推移表」と「図書館司書資格所有率」の2つ作成しているが、これらは大学基礎データや毎年発行している大学年報に収録されていないデータや過去10年に渡ったデータであることから、新たに作成した為である。

関西大学と淑徳大学のデータの使い方は大きく異なっている。関西大学は自己点検・評価に必要なデータを予め収集しているデータブックを多用し、自己点検・評価にその成果を簡潔に示している。一方、淑徳大学では第3期認証評価受審の中で扱うデータは大学基礎データも含めて7表であり、関西大学の17表と比較して非常に少ない。これは関西大学では、内部質保証及び自己点検・評価の概要やプロセスも根拠資料を踏まえた説明を行っているが、それ以上に各取組みに対する成果を示すことを通じて内部質保証システムが機能している旨の説明を行うことに重きを置いていると考えられる。淑徳大学ではアウトプットを示すのではなく内部質保証及び自己点検・評価のプロセスや教育研究等の制度や組織を自己点検・評価報告書に記載することを重視している為であると考えられる。

では、データや情報の使い方はどうであろうか。両大学の共通に見られるものとして自己点検・評価報告書では説明に不可欠な数字は本文中には示すが、表やグラフなどは使用せず根拠資料や大学基礎データを提示するに留めるようにしている。この理由として自己点検・評価報告書の肥大化を防ぐ目的がある。文字と根拠資料名で伝えられる情報量と、グラフとの情報量を考えた場合、大学の取組みを多く伝えるには前者を選択せざるを得な

かった為であろう。また第 3 期認証評価の自己点検で重視したのはアウトプットやアウトカムを図表で表すのではなく、教育研究等について、3 つの方針や大学基準ごとの方針等に則り、何を行い、どのように点検評価を記載する為でもある。

基準ごとのデータや情報の活用について見ていくと基準 4「教育課程・学習成果」は 2 大学ともいくつかの根拠資料を示し、その適切性について評価をしている。しかし基準 3「教育研究組織」は特にデータ等は示されていない。なお、基準 3 は組織の適切性についての為、教育研究組織の検証を定期的に恒常的な組織を設け、大学の意思決定に関わる IR を行っている大学であれば、この観点について収集した情報や、データを活用することも考えられる。

第 3 期認証評価では基礎要件確認シートをはじめとするコンプライアンスに関わる確認事項が増えているが、2 大学はその根拠資料として学生の受け入れや教員組織編制、奨学金、図書館、財務比率などの大学基礎データを主に活用している。なお、法令要件の確認については、自己点検・評価報告書に記載していなくとも、認証評価受審時は基礎要件確認シート及び大学基礎データを通じて法令違反について厳密に確認が行われる。

5. 終わりに

今回の 2 大学の事例を通して重要な点は評価の視点作成時もしくは自己点検・評価をする時までに日常的にどのようなデータや情報を IR として作成し、それらを提供、もしくは評価担当者が把握しているかである。例えば評価の視点は大学がある程度独自に設定をする事が出来る。その為、既存のデータから見える現状や課題に合わせて評価の視点を定めるか、評価の視点に合わせてデータを日ごろから作成していくかといった事も大学として判断が必要である。そして関西大学及び淑徳大学の既存の IR を担う組織や委員会の認証評価への関わり方は日常的に実施しているデータや情報を提供し、認証評価受審に必要なデータ収集などの IR 活動は認証評価の事務を担う部署が担当している。第 3 期認証評価の趣旨と照らしても、常設としてある IR を担う組織の役割は、認証評価の為の IR ではなく、内部質保証システムに位置付けられており、アドホックな業務である認証評価を内部質保証が出来ている事を示す為のサポートする役割であった。

さて、認証評価で示すデータや根拠資料について、認証評価受審時における IR としてどこまでのデータ分析や結果が必要になるのだろうか。関西大学では教育課程及び教育内容、方法の改善に繋げるには単純集計結果から一步踏み込んだ調査・分析を行う必要があることから、改善事例に対するエビデンスを示すには教学 IR プロジェクトが作成したデータを示す必要があった。淑徳大学でも認証評価では授業アンケートを根拠資料として示しているが、IR 推進室が過去数年間に渡って作成している調査の多変量解析などの各レポートは今回使用してはいない。この理由として認証評価での根拠資料のデータ分析の深度は深くなればなるほど、自己点検評価報告書の中で説明を補う必要がある。また第 3 期認証評価では分析結果ではなく、データや情報を基に大学が適切に PDCA サイクルを廻しているかである。

認証評価の IR の役割として、関西大学及び淑徳大学でも日常的に収集しているデータを、評価の視点に応じて適切に提供することであった。

付け焼刃のデータセットではなく、日々の大学の教育研究等活動の中でデータを集めていることや、内部質保証の中でIRがどのように係るかを定めておくかが重要である。

謝辞

本原稿を作成するにあたり、各大学の評価担当者及び査読者からご助言を賜りました。ここに感謝の意を表します。また、関西大学からは事例調査のご協力を賜りました。厚く御礼を申し上げ、感謝する次第です。

引用文献

- 工藤潤（2015）「公益財団法人大学基準協会における大学評価のポイント」, 早田幸政編『大学の質保証とは何か』, エイデル研究所, 18-27.
- 末次剛健志（2015）「第3期中期目標期間の計画策定や評価対応に向けたIR業務の在り方の検討」, 『大学評価とIR』第4号, 26-34.
- 関隆宏・今井博英・小田美奈子（2016）「『新潟大学ファクトブック2015』の作成について」, 『大学評価とIR』第5号, 44-52.
- 大学基準協会（2007）「大学評価ハンドブック（2007（平成19）年度評価者用・2008（平成20）年度申請大学用）」
https://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2007/h_honbu_un_01.pdf
- 大学基準協会（2010）「大学評価ハンドブック 2011（平成23）年度申請大学用」
https://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2010/handbook_all.pdf
- 大学基準協会（2016）「[資料4]大学評価 評価に際し留意すべき事項」
https://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2016/shiryou_04.pdf
- 大学基準協会（2017）「大学評価ハンドブック（2018（平成30）年度以降の大学評価用）」
https://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2017/handbook_all.pdf
- 大学基準協会（2018）「大学評価システムの概要と大学基準協会が求める内部質保証システムについて（パワーポイントハンドアウト）」
https://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/explanation/university/2018/ex_u_18_01.pdf
- 高田英一・高森智嗣・森雅生（2014）「IRにおけるデータ提供と活用支援のあり方について—九州大学版ファクトブック「Q-Fact」の取組の検証を基に—」, 『大学評価研究』第13号, 101-111.
- 高田英一（2016）「日本の大学における内部質保証に関するIRの取組の現状—内部質保証の実態調査を基に—」, 『大学評価研究』第15号, 69-79.

- 土橋慶章・浅野茂 (2015) 「評価・IR 業務で収集した情報の効果的活用に係る一考察～神戸大学におけるデータ資料集の作成を通じて～」, 『大学評価と IR』第 1 号, 5-14.
- 早田幸政 (2016) 「認証評価の現状・課題と内部質保証」, 『IDE-現代の高等教育』第 583 号, 9-14.
- 山本幸一 (2016) 「設立初期の IR オフィスにおける意思決定支援の効果的運用に係る検討～明治大学におけるファクトブックの作成を通じて～」, 『大学評価と IR』第 6 号, 12-20.51-71.

* オンライン文献および脚注にある URL の最終閲覧日は全て 2019 年 4 月 20 日である。

[受付：平成 31 年 3 月 1 日 受理：令和元年 5 月 9 日]